

全自者協ニュース

・全自者協ニュース／第35号／2010年（平成22年）3月
 ・発行所＝全国自閉症者施設協議会・事務局 ☎0593-94-1595
 ・発行人＝三原憲二・編集人＝森下尊広・URL <http://zenjisakyko.com>



第23回全国自閉症者施設協議会札幌大会を終えて

全自者協 北海道ブロック

平成21年11月5日（木）～6日（金）の2日間にわたり、第23回全国自閉症者施設協議会が、札幌ガーデンパレスを会場に行われました。全国そして全道各地から多くの参加者があり、スタッフも含めると約330名の自閉症支援に携

わる方々が札幌に集結したことになります。紙面の関係で、くわしい内容まではご紹介できませんが、行間から2日間の熱い空気を感じていただければ幸いです。

大会1日目（11月5日）

○記念講演

北海道大学大学院教育学研究院附属子ども発達臨床研究センター教授の田中康雄先生から「自閉症の方々を支援すること」という演題でご講演をいただきました。「発達障がいとは生活障がいである」という田中先生のお言葉に、「自閉症の方々をより理解し、ともに歩んでいこう」とする支援の原点を改めて意識することができたと思います。

○ミニシンポジウム

「自閉症の方々がくらしやすい地域社会のために」というテーマで、横浜市発達障害支援センター

長の関水実氏、当事者であるAさん（会場ではお名前を公開されておりませんが、紙面ではAさんと表記させていただきます）、札幌市教育センター相談担当課長の小野寺基史氏、保護者で北海道自閉症協会事務局長である山瀬正己氏から、それぞれの立場で自分が行っている取り組みや思いを語っていただきました。

大会2日目（11月6日）

○行政説明・鼎談

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課障害福祉専門官の高原伸幸氏から行政説明を受け、その後、高原氏、松泉学院施設長の光増昌久氏、社会福祉法人北摂杉の子会統括施設長の松上利男氏の3名の方による「どうなる？自閉症者支援」というテーマでの鼎談が行われました。自立支援法の今後がどうなるかまだ見えない部分が多い中、めびき園施設長の五十嵐康郎

氏の進行で現在の課題や今後への提言など、意義深い貴重な発信がなされていきました。

○分科会

*第1分科会「行動障がいへの支援」

・札幌すぎな園施設長の寺尾孝士氏の進行・助言のもと、ひらきの里主任の阿部康彦氏と、虹の家作業主任の佐藤義晴氏から実践発表がありました。その方の特性や状態像への配慮を続けた数年間にわたる地道な取り組みの成果が報告されました。



*第2分科会「発達障がいを伴う犯罪加害者への理解と対応」

・北摂杉の子会統括施設長の松上利男氏の進行で、高槻地域生活総合支援センターぶれいすBe施設長の水藤昌彦氏と、道央法律事務所弁護士西村武彦氏から、二つの講演が行われました。最先端の支援をされているお二人のお話を聞き、犯罪に関する分科会の重要性を確認することができました。

*第3分科会「地域で暮らすためのさまざまな取り組み」

・あかりの家施設長の三原憲二氏の進行のもと、初雁の家施設長の平野眞巳氏と、いすみ学園支援主任堂下勉氏の実践発表がありました。しっかりとした法人の理念と地域に根ざした取り組みから多くの学びを得ることができました。

*第4分科会「さまざまな課題を示している自閉症の方々への対応と相談支援」

・横浜市発達障害支援センター長の関水実氏の進行で、山梨県障害者相談所の宮沢久江氏、横浜市発達障害者支援センターの柴田珠里氏、札幌市自閉症・発達

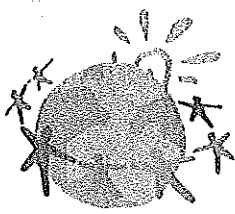
障がい支援センターおがるの石田昭人氏からの実践発表がありました。ひきこもり、就労、生活上の課題など、その対応について知ることができました。

どの分科会の発表も内容の濃いもので、終了ぎりぎりの時間まで意見交換がなされていました。来年度の大会は長野県です。みなさま、長野でお会いしましょう。



4月2日は 世界自閉症啓発デー

世界自閉症啓発デー・シンポジウムが開催されます。



World Autism Awareness Day

日時：平成22年4月2日（金）
 場所：国連大学（東京都渋谷区神宮前5-53-70）
 主催および共催
 (1)主催：厚生労働省、日本自閉症協会
 (2)共催：日本発達障害ネットワーク・日本自閉症スペクトラム学会
 全国自閉症者施設協議会・国立特別支援教育総合研究所
 発達障害者支援センター全国連絡協議会
 大会実行組織：世界自閉症啓発デー・2010日本実行委員会
 (詳細については、<http://www.worldautismawarenessday.jp/>)

対談

『発達障害をめぐる自閉症と知的障害の政策』

日本自閉症協会会長

星槎大学共生科学部特任教授

石井哲夫氏／山口 薫氏

●山口 薫氏の紹介

1924年生まれ。1947年旧制第一高等学校卒業。1950年東京大学文学部心理学科卒業。1955年東京大学大学院修了。東京都立青島中学校（現青島特別支援学校）教諭。文部省特殊教育室（現文部科学省特別支援教育室）（現文部科学省特別支援教育室）専門職。東京学芸大学助教授・教授。明治学院大学教授を経て星槎大学学長、東京学芸大学名誉教授。この間、日本特殊教育学会理事長、日本行動分析学会会長、全日本特殊教育（現特別支援教育）研究連盟理事長、日本知的障害福祉連盟会長、アジア知的障害福祉連盟名誉会

員、国際知的障害育成会連盟副会長を歴任。現在、日本ポーター協会会長。国際ポーター協会副会長。星槎大学「通信制課程」共生科学部特任教授。

今回は、長く自閉症と知的障害に携わってきた両氏に、今後の発達障害をめぐる政策について語っていただきました。

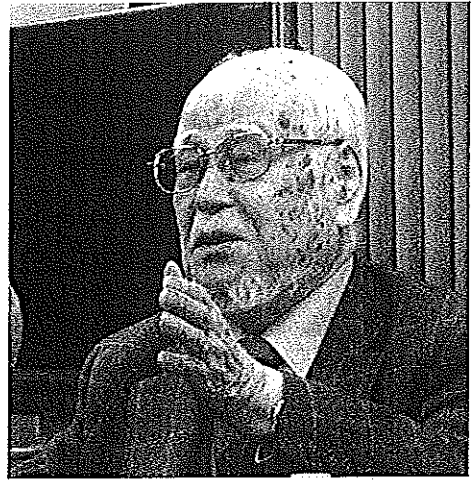


石井 今、知的障害と自閉症の両団体が同じ発達障害を名乗り活動していますが、基本的には知的障害と自閉症はかなり違った状態像がある。そのことから教育の方面は情緒障害教育に分かれ、また福祉の方面は自閉症児施設（第1種・第2種）や自閉症・発達障害支援センター（現在の発達障害者支援センター）となりました。また、自閉症関係の団体が、親の会を中心に（社）日本自閉症協会を作りました。ですから発達障害という概念ではくれない教育実態や福祉の支援実態がある。それを行政が認識しているのかもしれないが、大きくみても知的障害と発達障害というように分断している。これをまた見直そうという動きもある中で、政権も変わりチャンス到来と考えています。

今日の対談は、根っここの部分は同じですが、知的障害教育の流れがどのような動いていたのか、その中で自閉症教育というものがどう取り出されてきたのか。それから実際には知的障害福祉施設と言いますが自閉症の人もかなり利用しています。知的障害を伴う自閉症の中には社会参加できない人もいます。その人たちの多くは、知的障害入所施設に残りなお知的障害という概念にいます。

広く言えば知的障害に入るかもしれないませんが、しかし同じような理解では処遇できない。それを1つの課題として今日取り上げた。まずは、山口さんから知的障害にかかわる教育の流れの中で、どのようなことが主流にあったのかということをお話していただきました。

山口 発達障害という用語の定義というものが、実は非常に曖昧です。医学的に、DSM-IVやICD-10で判定は出ますが、その中でも発達障害という言葉はまだまだ曖昧で残っています。それから法律用語としては障害者基本法があり、これがまず今の言葉で言えば身体障害から始まり、それに知的障害が加わり、今度は精神障害が加わった。だから3つの障害を



中心に基本法があるわけです。したがって、そのような流れがあるからということで、その後、出てきたLDやADHDというような新しい対象に対して、いろいろな法律を作っていく場合には、基本法と重ならないように分けてしまいました。ですから後からできた法律で使われている発達障害には、知的障害を含まないというようになってしまった。それが1つの大きな混乱の元ではないかと思えます。

結局、発達障害学会で、ほぼ共通に発達障害とは何かということやまとまりつつある中で、やはり

中心になるのは知的障害です。その後出てきた自閉症がそれに加わり、そして今度はその周辺にあるLDやADHDが加わってきた。そして特別支援教育という観点から言えば、LDと言ってもどこが境目はつきりしない。だから、通常の学級の中で学習についていけない人のある部分をLDやアスペルガー症候群と名前をつけたりする。

しかし、それに類似した学習困難の子どもというのは当然いるわけです。

だから実際に小・中学校で指導してきているいろいろな困難な問題にぶつかるから、特別支援教育対象にしようではないかという方向に広がっていくと思うのです。そうすると結局、英国のように、学習障害だけと学習困難という言葉で全体を合併して、20%まで広げてしまっている。日本はいきなりにそこまでは行っていませんが、いずれはそういう方向に動いていくのではないかと思います。

当然その子どもたちに対する特

別支援教育と呼ばれるようになった教育の対象になる中心は、知的障害と自閉症であり、後はその周辺の子どもが徐々に対象に広がられていくのではないかと考えています。その程度にもよりますが、教育的な施設としては当然の間は特別支援学校も必要であり、特別支援学級も必要である。その後に、平成5年から通級による指導という体制ができたわけです。それがいま通常の学級での支援体制の方に広がりがつつあるわけです。

特別支援学校や特別支援学級で中心に行なわれているのは、知的障害で言えば小・中学校の教育課程とは違い、教科中心ではなく生活中心、生活のための生活による教育という考え方です。これは文科省も学習指導要領を作る場合の1番の根幹に据えている原理です。ですからそれはそれで、さらに発展させていかなければならぬ。

知的障害は本当のところ、まだよく分かっていないのではないかと私は考えているのです。自閉症のこともまだよく分からないことがいっぱいあります。例えばマイクロバストは、これは少数意見だ

がという注釈付きで、自閉症はすべて知的障害だと言うのです。知的障害でない自閉症は、実は自閉症ではなくLDだという考え方も、その辺も非常に曖昧ですが、実際には自閉症と言われる子どもたちのかなりの部分は、知的な発達の遅れを伴っています。だから結局、知的障害の特別支援学校や特別支援学級に入っていますが、本来は一緒にできないと思いません。

知的障害であれば生活中心という考え方がいい、自閉症の子どもでも知的障害と重複している部分があれば、そこである程度の対応はできます。しかし、自閉症の場合は、やはり最初はおそらく1対1の個別指導から始まり、段々と集団に適應できるように別の教育プログラムが当然用意されなければならない。その辺の対応が全くなされないままに、ゴチャゴチャになっている。しかも今度はLDやADHDが入ってきましてから、この際きちんとした整理をする必要があると考えています。

石井 基本的な能力の障害だと言えはそれまでですが、今の話の中で生活力を学習していく上で、知



的障害の根本を生活場面の中で見ていくことについては私も良い事と思う。ただその生活の中で母親や教師との関係が早期から上手く出来て、色々な刺激の中でも学習していきける知的障害と、人と関わること自体に非常に過敏な関係性の障害や物事の認知が非常に狭い認知的な障害を持つ自閉症を、知的障害があるからと一緒にしてしまうのは無理がある。私は両方をきちんと分け、それぞれに合う個別的教育や指導と援助ができれば良いと思います。

小杉長平さん（2代目青島養護学校長で知的障害教育の先駆者）の生活指導の考え方を非常に良いと言いながら、「知的障害の教育はこうだ」と言い、頭は使わず会話やコミュニケーションよりもむしろ「手先で一生懸命仕事をする」「体や力を大きく使う」事の形を決めていき、生活援助という視点から、生活習慣の自立という生活の福祉を進めていったわけです。ところが、そこからはみ出てしまった子どもに対しては、教育現場では次第に就学猶予や就学免除ということになり、最終的に親が学校に代わるものを作らなければならぬ現状になり、施設の中で自分たちがお金を集めて自閉症者施設という施設を作った。ですから結局は、障害者基本法でくれない知的障害を伴う自閉症という家庭生活の中で親と上手くコミュニケーションや生活が出来ない子どもたちを、施設に預けてしまう流れを作ってしまったわけです。

その点から言います

と、今出てきた知的障害や自閉症を発達障害でくくられても何のプラスにもならない。そして、自閉症を知的障害でくくっても上手くいかなかったのに、新たに自閉症をLDやADHDと共にくくろうとしたので、新たな混乱が起きています。あなたが言うように、「はつきり知的障害、自閉症との2つの分離から始めた方がよいのではないか」という考え方には、僕も大賛成です。

ただ問題はLDという概念です。これも今日あなたに聞きたいと思つていますが、どうして発生したのか。ラーニング・ディスプレイ（学習障害）という考え方にすれば、あらゆる学習のディスプレイが、あらゆるのに、なぜある特定のディスプレイを、なぜあつたのかというところを伺いたいと思つています。

山口 その問題に触れる前に、今石井さんの言われたことの中で、基本的には知的障害と自閉症は、はつきりとそれぞれの特性があり、それを一緒に扱うべきではないというの、本当に大切な考え方です。対極を考えてみれば、典型的な自閉症の子どもとダウン症

の子どもを見たら、まるつきり違うわけです。ですからそれを最初から一緒にするのは、よほど特別な工夫をしない限りはできないことです。だから、その点は私も全く同感です。

それからもう一つ、知的障害の教育が生活中心だからと言つて、体を使つて頭を使わなくてもいいということではなくて、やはり具体的な生活経験を通して社会へ出て行く。しかし一番大事なことは、やはり人との仲をうまく付き合つていける力を付けるということに重点を置いた教育をずっとしてきているわけです。

ただ、小杉長平先生が主張してきたものが必ずしも良い方向に発展するのではなくて、杉田裕さん（知的障害教育者養成の先駆者）がよく言っていました、「知的障害の子どもへの教育は、小学校の年齢の場合ねんねこカリキュラムで、中学校になると、かつぎやカリキュラムだ」と言うわけです。要するに義務教育が終わったら何がなんでも社会へ出て、1人で飯が食えるような人間にするということをあまりに強調しすぎて、今石井さんが言われたような、社

会に出て人とうまく付き合っていくために大事な部分が少し軽く考えられた。そういう方向というのは1つありました。

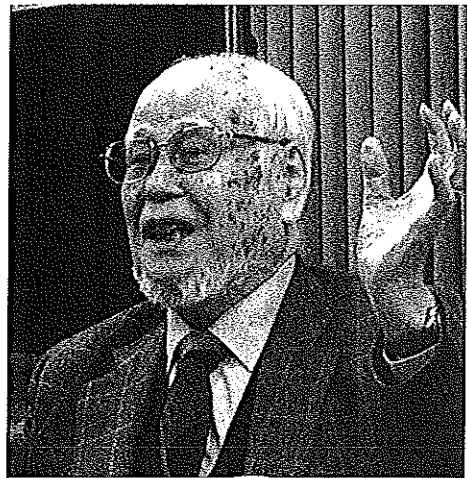
1つの具体的な問題として、義務教育が終わった時に、すぐに社会に何がなんでも出して、一人前に働けるようにする方がいいのか。それとも、もう高校全入の時代にしろうとしているのだから、義務教育が終わった後も後期中等教育が必要なのではないか。

その時に元青島養護学校校長の小宮山さんが教養という言葉を使った。それで杉田さんが「教養派」と皮肉って反対し、山本普や僕なんかもそちらの方の立場だったわけです。高等部というものは、いわば落ち穂拾いなんだ、義務教育が終わって社会へ出て一人前に仕事ができない場合に、それをさらにもう少し面倒を見てやろうよという、落ち穂を拾うという考え方がかなり主流だったわけです。ですが結局今になって考えると、どんな子どもでも高校教育が義務教育に近い形になっているわけですから、私なんか、義務教育を終わった知的障害の人たちも全部、後期中等教育の段階までと

いう考え方に反対したというのは、私自身、自分が間違っていたと思っています。

ただし、大部分は知的障害の特別支援学校の高等部へ行っているわけですが、その教育というのはまさに生活中心です。ですから、そういう考え方を基本にする中で、今言われたような、広い意味での教養と呼んでもいいですが、そういうものもろもろのことを含んだ学習を後期中等教育の中でみっちりやるということとは必要なのではないか。

いま私が考えているのは、さらにマーチン・トロウという人が、15%の人たちが大学に行くのがエリート教育の大学で、50%までがマス教育で、51%を超えるとユニバーサルというような3段階に分けているわけです。ですから、今ユニバーサルの大学全入の時代に入ろうとしていますから、そうすると知的障害や自閉症と言われている人たちも当然大学レベルの教育を考えていいのではないか。



それは当然、普通の大学で作っている4年の知識の体系を習得するという方法ではうまくいかないわけだから、その人たちに合った、しかし、少なくとも後期中等教育のレベルの1つ上の段階の教育課程を用意しなければいけないのではないかと、うちの大でも委員会を作って、その問題を現在検討しています。ですから流れとしては、そういう方向に行かなければいけないのではないか。

後の方で言われたLDの問題は、そのような問題があるということとは昔から知られてはいまし

た。日本でも一部の人たちがLDと言われる人たちの問題を取り上げたりしていましたが、そのころはアメリカが中心でした。アメリカは英語がしゃべれない人とか、理解ができない人がいっぱいいる。だから結局、読み書き障害が多くて、日本にはそんなのはいませんよという考え方もありました。

しかし、実際にはそうではなくて、脳の働きの中の手細かいところがあり、部分的に非常に微細な、ある能力についての学習が上手いかなというような障害になって現れてきています。その子どもたちのことを何とかしなければいけない、そういう子どもを持った親御さんが会を作り運動を進めてきました。

実際には歴史の中では、自閉症の子どもの場合にはイデオ・サヴァンという言葉で呼ばれたりした時期もありましたが、これはその後、自閉症ではないかと考えられるように一応なりました。

そして言語障害と難聴の子どもを中心に、教育制度としては通級による制度がないから、全部、特殊学級に在籍をさせ学級を編制し

て先生をもらい、あとは通級でということは何十年と長い間やってきた。それが、それではいけないだろうということ、平成になり文部省に通級による指導についての調査研究協力者会議というのができて、たまたま私がその座長を頼まれました。これは実質的には特殊学級の制度を利用して非常に苦勞しながらやってきた実績があるから、簡単にまとまって、すぐに制度化されました。

それはそれで順調に発展していますが、通級による指導のいろいろな検討している中で、LD親の会が国会へお願いしたり文部省に陳情したりして、国会で文部省の役人が、「その問題は必ず取り上げますよ」と答弁したことから、言ってしまった以上、どこかでやらなければいけない。そうすると「LD」というのは大部分が通級による指導だからお前のところまでやってくれ」と言われ、我々の調査研究協力者会議に持ち込まれました。

だからその中にも書いて



ていると思いますが、通級による指導の最後の半分はLDの問題です。ですが、通級による指導の答申をまとめた中では、まだ十分、方向性が出てこないから、今度は「学習障害及びこれに類似する学習上の困難を持つ児童・生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議」という長い名前の会議で、この問題を真正面から取り上げようということになり、途中で中間報告を1回出しましたが、7年かけて、アメリカでも大変な論争があった末に何とか一定の方向性が出てきた結論も参考にして、その調査研究協力者会議の中で定

義をまとめました。

その定義は教育的な定義として、今はだいたいほぼ公認されているような定義になっています。そのころから親の会を中心にして、それに対する上野一彦さんや大阪の竹田契一さん等研究者と親の会の方々が集まって、それに私も調査研究協力者会議の仕事をしているというので加わり、LD学会が設立されました。

これは通常の学級の子どもですから、クラスにそういう子どもが、確かな数字ではないのだけど、5〜6%はいるというような話になり、最終的には小・中学校などに特別支援教育コーディネーターを置いて、校内委員会を作つてということになるから、まさに数パーセントの子どもを対象にしていた特別支援学校や特別支援学級等の、学齢児の1%程度というほんの一握りだったのが、6%、8%、10%ぐらいの子どもを対象にしなければならぬという方向に広がっていく中で、LD学会にも会員が増えていき、今6000名以上になっていきます。学会をやっても参加者が多すぎて対応に困るという状態になってきています。

石井 自閉症の方もイギリスのローナ・ウィングが自閉症スペクトラムの概念を定義している。非常に知的に優れているアスペルガー症候群の人たちが、実際に社会の中で生活がしやすいかというところでもない。言葉も自分中心の使い方が多く、人の立場や状況の推移というものが読み切れない。むしろそこに共通している人間関係のコミュニケーションの質的な障害を自閉症概念としてローナ・ウィングが定義してきました。

それを我々が受けている発達障害者支援センターや、今おっしゃったLD学会などが、非常にシビアなケースを受けている。そこで出てくるのは、たいてい自閉症スペクトラムのケースであり、知的能力が高くても生活は困難であり就労支援を必要とする。そして、知的障害の人たちに対して成功した就労支援の方法を、アスペルガー症候群の人たちに対してあてはめようとしているところ、今問題が起きています。これはあなたと私が話した自閉症と知的障害を相並ぶ障害として考えながら、それを橋渡ししていく方向があると



文科省の石塚調査官も

思うのです。
私は、関わりの障害と認知の障害と2つの分け方があると言いましたが、学習障害というのはいろいろな面で混乱を巻き起こしている。デイスレクシアが出発点だったのが、社会性の障害で言えば自閉症も入り、いわゆる第4、第5の障害と言われているようなパターンリテイ障害の方も考えなければならぬとなると、やはり前に戻ってまずは整理をする。落ち穂拾いのところを教科教育で進めてきている状況は、今自閉症にも就労支援という形で同じような状況だと思います。

特別支援学級も、自閉症を含んだらそんな事はありません。に、「100%就労できる」という、謳い文句で作られた学校もあるのです。実際には無理ですので、結局は「進路変更」という言葉で学校から追い出されていくわけです。
だから教育の流れを語っていた理由は、やはり基本は、議員立法で発達障害者支援法を生みだしてしまっただけは、私は反省課題としてこれから仕切り直しかなと考えているのです。
山口 当然、仕切り直しと言いますか、出直しをしなければいけません。これからの明るい展望の1つは、国連の障害のある人たちの権利に関する条約が、もう批准した国が90カ国ぐらいになるのですが、条約として正式に発効していません。日本は先進国だからいろいろな国内法ができているので、それとの整合を考えなければいけないというので手間取っているということ、昨日

言っていました。しかし、もう間もなくということになっており、厚生省の高原専門官もそういう話をしていましたから、間もなく批准されると思います。
そういうのとの関連で、今度は特別支援教育そのものも、今度の国連の新しい権利条約の中の1番の中心原理であるインクルージョンの考え方で当然進めていくべきです。これは国の方針として必ずそうなると思うのです。そのインクルージョンの考え方というのは、要するに人は1人ひとりみんな違うんだ、だからそれを十把一絡げとか、日本の通常の学級は40把一絡げでやってたりしているわけだけど、そういうことではなくて、行き着くところが個別教育計画、あるいは個別支援教育、それをきちんと作ってやるという方向性は、もう出てきているわけです。

ですから大雑把に特別支援学校とか特別支援学級や通級による指導、そんなことではなくて、もっと1人ひとりの個性、特性というもの考えた上で、ある程度、グループ化していく必要はあるかもしれないけれども、少なくとも知的障害と自閉症は一緒にやれるこ

とが可能になるならば、一緒にやってもいいかもしれないけれど、そこははっきり分ける。

それからLDと言われても、1人ひとりみんな違うわけです。国語ができないとか、3桁以上になると計算ができないとか、そんな子どもと一緒に一斉指導でやるはずがないわけです。中心にいるほぼ同じ程度の子どもはある程度一斉指導でも対応できるかもしれないが、その周辺には自閉症スペクトラムや高機能自閉症など、専門家以外によく理解できないような名前と呼ばれている子どもがいる。単なる学習困難な子どももいるわけですから、そういう子どもも含めて1人ひとりの子どもに対応できるように、インクルージョンという考え方をもちきちんと受け止めて、文部科学省も厚生労働省の行政が、それに対応するような方向に持っていかなければいけないのではないかと思っています。
石井 結論が出たようです。ありがとうございます。
山口 ありがとうございます。

特集 加盟施設の近況

障害者自立支援法の廃止に伴い、自閉症者施設も大きな節目をむかえようとしている。そんな加盟施設の近況は。

「れんげの里」の近況

施設長 柳 誠四郎

津市と松阪市の自閉症児の親たちが、自閉症の障害特性を受けとめることのできる入所施設の建設をめざして「翔の会」を結成したのは1996年。これを機に施設建設の運動は本格的にスタートしました。三重県北部には既に「あさけ学園」があり、南部に的を絞って建設予定地を探し回りましたが、「総論は賛成、でもなぜ私たちの地域にそれを持ってこなければならぬ」という、いつもながらのバリアに阻まれることになりました。幸いにして多くの方々の後押しをいただき、2000年8月社会福祉法人おおすぎとして法人認可を得、翌年4月1日、

10人の小舎制・全室個室のれんげの里が誕生しました。

又、2003年からは三重県自閉症・発達障害支援センターのプランチとして、南部の相談事業を担当することになりました。

2007年には、知的障害者更生施設れんげの里を、新体系による施設入所事業と生活介護事業として運営する一方、津市の閉鎖された県立施設を利用した自立支援法による事業所の公募に応じ、新たに城山れんげの里を開設しました。前者については、事業収入額の増減如何という判断によるもので、後者については、小規模プラント、都市型の地域支援センターを目指して展開したものです。

今後も、彼らの人生に寄り添い、可能な限りその人らしく生きていくための支援ができる法人として歩んでいこうと思っております。

「さつき学園」の近況

園長 辻 田 剛 己

さつき学園は平成8年12月に静岡県唯一の自閉症専門の入所更生

施設（定員50名）として開設しました。平成20年7月に新事業体系へ移行し、自閉症専門障害者支援施設として施設入所支援（定員46名）・生活介護（定員50名）・短期入所（定員4名）の事業を実施しております。自閉症の精神病理については未だに専門家の間でも統一された見解が出されておらず、療育・支援の方法についても施設や教育機関によって様々な異なった取り組みが行われています。特に行動障害を抱えた方への支援については、暗中模索といった状況の所が多いのではないかと思われ

ます。さつき学園では利用者の約8割の方は、入所当初は強度行動障害と称される状態でした。そのような困難な状態を抱えた方に対して、目に見える行動のみに着目するのではなく、ご本人と支援者双方の内面に目を向け、ご本人を取り巻く人々との関係に焦点を当てて支援を行ってきました。また、極度に不安の強い方に対して、環境を構造化するだけではなく、支援者との情緒的交流によって安心感を得られるように努めてまいりました。このような取り組みの中で、徐々に行動障害は治まってき

ています。しかし、現在でも行動障害に苦しむ方の利用希望は後を絶たず、悪戦苦闘の日々を送っています。今後は現入所者のケアホームへの移行を目指し、さつき学園は地域の日中活動の拠点として、また強度行動障害の状態にある方のセーフティネットとして、お役に立てるように努めてまいります。

「白樺の家」の近況と 全国大会について

施設長 高山 則 雄

自閉症者療育施設「白樺の家」は長野県北西部の池田町にあります。眼前に北アルプスの大パノラマが展望できる山の中腹に平成6年に開設されました。現在60名のメンバーが生活したり、日中の支援を利用しています。自閉症者は60名の内7割を占めています。今年の1月1日から障害者自立支援法に切替えました。提供するサービスは施設入所支援、生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行

支援、短期入所となっていますが、将来は就労継続B型を予定しています。内容的には開設当初から取り組んでいる原木椎茸栽培、竹炭やぼかしの生産、ダンボールの加工、清掃の受託や機能訓練、音楽療法などです。自閉症者の療育支援に軸足を置きながらも、自立支援や就労といった方向も充実していきたいと考えています。

長野県には全国自閉症者施設協議会に加入している施設が、私も「白樺の家」と「親愛の里松川」「あおぞら」の3ヶ所あります。平成22年度の全国自閉症者施設協議会第24回全国大会は長野県で開催することになっており、3施設で協力してその準備を進めています。開催月日は平成22年11月11日(木)・12日(金)で、開催場所は長野市、会場はメルパルクNAGANO(JR長野駅東口徒歩5分)と決まっています。日程、内容等については検討中ですが、今までの大会と同様素晴らしい大会にしていきたいと思っております。多くの皆さんの参加をお待ちしております。

新年度募集中!

自閉症児・者のための総合保障のご案内

(社)日本自閉症協会共済事業 業務代行ASJ互助会

掛金年額 15,600 円 (月あたり 1,300 円) で、病氣・ケガ・第三者への損害賠償に対応！
毎月受付しています。20日までの申込で翌月1日から加入できます。
全自者協加盟施設に通所・入所されている方はどなたでも加入できます。

日本自閉症協会共済事業より・・・入院2日目から30日間を対象

①入院共済金	・付添介護費用	1日	8,000円	(6時間以上の付添)
(病氣・ケガ)	・差額ベッド費用	1日	5,000円	までの実費
	・入院臨時費用	1入院	5,000円	
	・入院諸費用	1日	1,000円	
②死亡弔慰金	病氣によるもの		50,000円	

A I U 傷害保険より・・・入院・通院 初日から対象

- ①傷害保険金 ・入院1日3,000円 ・通院1日1,500円 ・手術保険金12万～3万
- ②死亡保険金・後遺障害保険金 ケガによるもの 300万～9万円
- ③第三者損害賠償金 1事故につき 最高5000万円まで (免責0円)

◆◆詳しくは下記までお問合せください◆◆

ASJ互助会 事務局 月・火・木・金 10:00～16:00
TEL 03-5287-1391 FAX 03-5287-1392



編集後記

今年度も後わずかで終わろうとしています。

政権交代により障害者政策が大きく変わろうとしています。自閉症のニーズに合った障害者制度改革の推進に向け、当協議会も邁進していきたいと思っています。

また、平成22年4月2日は世界自閉症啓発デーです。全国各地で活発な啓発活動が展開される予定です。(森下尊広)